

## 清掃委託仕様

(注) 下記項目にマルがついている業務について、該当個所を摘要すること。

業務内容	適用	業務内容	適用
日常清掃	○	雨水槽	
定期清掃(A)	○	空調水(蓄熱槽)清掃	
定期清掃(B)		外構清掃	○
ジュータン清掃(A)	○	空調水槽	
ジュータン清掃(B)		噴水用水槽清掃	
窓ガラス清掃	○	消火水槽清掃	
照明器具清掃	○	雨水貯留槽清掃	
給水槽清掃	○	設備管理業務	
排水槽清掃		駐車場管理業務	
		警備業務	

(※) 定期清掃(A): Pタイル、塩ビシート、石貼り床等

定期清掃(B): OA床

ジュータン清掃(A): 手織絨毯、ウルトンカーペット等

ジュータン清掃(B): OA床

## 共通事項

### 1 作業員

委託契約約款（以下「約款」という）第9条に定める事項については、様式1により提出しなければならない。また、契約期間途中においても同様とする。

### 2 作業予定表の提出

乙は年間の作業予定表（様式2）を4月9日までに、また、毎月の作業予定表（様式3・4・5）を前月25日までに（4月にあつては4月2日までに）区役所地域協働課へ提出し、甲乙はこれについて協議するものとする。

### 3 その他

- (1) 甲の指定する本市職員とは、契約書全般については区役所地域協働課の職員とし、本委託仕様の事務的事項については公会堂の職員とする。
- (2) 作業員が一般事務室等に立ち入り作業を行う場合は、公会堂に連絡して行うものとする。

## 清掃管理業務

1 清掃内容 前記のとおり

2 清掃回数及び日時 別表A

### 3 清掃方法

#### (1) 共通事項

ア 作業の実施については、常に火災、盗難、その他事故の発生することの無いよう十分注意すること。

イ 作業の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲の建物・備品等を棄損した時は、直ちに甲の指定する者にその旨を通知して、その指示に従うこと。この場合において原形又は現状に復する必要がある場合には、乙の費用をもって行うこと。

ウ 清掃機具及び材料等は、作業内容に最も適したものをを用いることとし、その使用前には必ず甲の指定する者に申し出ること。

エ 作業の実施により移動した椅子その他の物品は、必ず元の位置に戻しておくこと。

オ 作業員は作業中、作業服上下及び作業靴を正しく着用し、作業服胸部等に社名・氏名を明記したプレート等の証票をつけるものとする。

(2) 日常清掃

作業箇所	作業要領
ア 階段・廊下・待合ホール・エレベーター内部等	(ア) マット等の備品は移動させ、砂・泥・ごみ等一切を掃き取り、マットを洗い乾かすこと。 (イ) ワックスがはげている部分については、必要に応じてワックスを塗ること。 (ロ) 電気ポリッシャーを使用し、つや出し仕上げを行うこと。 (ハ) 待合い・廊下等のスタンド式灰皿の清掃及び洗浄を行うこと。 (ニ) 待合い用椅子・記載台等の拭き掃除を行うこと。 (ホ) 階段手すり・自動ドア・扉・消火栓盤上の拭き掃除を行うこと。 (ヘ) 人通りの多い場所については、特に注意を払って砂等を掃き取ること。 (フ) 各階の紙くず入れ（ポリパール・コレクター等）の収集清掃を行うこと。 (ク) ジュータン部分については、電気掃除機で十分汚れを吸い取ること。 (コ) 観葉植物に水をやること。
イ 便所	(ア) 床の掃き掃除をすること。 (イ) 床の水拭きをすること。汚れの多い時は無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で拭くこと。 (ロ) 汚物入れ、紙くず入れの清掃をすること。 (ハ) 扉・間仕切りの拭き掃除をすること。 (ニ) 洗面台を清掃し、鏡を拭き上げること。 (ホ) 衛生陶器類を無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で清掃すること。 (ヘ) 金属部分の拭き掃除をすること。 (フ) トイレットペーパー、石けん液の補充をすること。
ウ 湯沸室	(ア) 床の掃き掃除をすること (イ) 茶殻・生ごみ等の搬出処理及び容器等の洗浄をすること。
エ ごみ集積所等	(ア) ごみ集積所を随時整理清掃すること。 (イ) ダストカートがある場合は、搬出入を行うこと。
オ エレベーター	(ア) 床を掃き、手すり・鏡・ボタン等を磨くこと。

(3)-1 定期清掃 A (P タイル、塩ビシート、石貼り床等)

作業箇所	作業要領
床 面	(ア) 椅子等を机の上に上げ、床の汚れ、砂及びほこりを掃き取ること。 (イ) 無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤を使用して表面洗浄を行うこと。 (ロ) モップで水分を拭き取ること。 (ハ) 床面乾燥後、ワックス等を塗布し、ポリッシャーでつや出し仕上げを行うこと。 (ニ) 1年に1回、はく離剤等で洗浄し、新しく表面皮膜を再生すること。

	(カ) その他床面の種類に応じて薬品・器具等は適宜変更して清掃すること。 (キ) 公会堂にあつては、稼働椅子を移動して清掃すること。 (ク) 机の上の椅子を下げること。
--	--

(3)-2 定期清掃 B (OA床)

作業箇所	作業要領
床 面	(ア) 椅子等を机の上に上げること。 (イ) 床の汚れ、砂及びほこりを電気掃除機で十分吸い取り、汚れの目立つ箇所は無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤を使用して部分洗浄すること。 (ウ) 必要に応じて、適宜、カーペット床の補修をすること。 (エ) 公会堂にあつては、稼働椅子を移動して清掃すること。 (オ) 机の上の椅子を下げること。

(4)-1 ジュータン清掃 A (手織絨毯、ウルトンカーペット等)

作業箇所	作業要領
ジュータン床部分	(ア) パウダー方式・シャンプー方式等、適正な方式で全面クリーニングを行うこと。 (イ) シミ等の汚れは、無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤で除去すること。 (ウ) たばこの焦げ等は、補修ジュータンで切り貼り修理すること。

(4)-2 ジュータン清掃 B (OA床)

作業箇所	作業要領
ジュータン床部分	(ア) パウダー方式・シャンプー方式等、適正な方式で全面クリーニングを行うこと。 (イ) シミ等の汚れは、無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤で除去すること。 (ウ) たばこの焦げ等は、補修ジュータンで切り貼り修理すること。

(5) 窓ガラス清掃

作業箇所	作業要領
窓ガラス・サッシ	(ア) 無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤で汚れを取り除き、仕上げる こと。 (イ) 作業実施にあたっては静粛にかつ足下に十分注意し、また、掃除用水の 取扱については、事務室及び通行人等に飛散しないよう特に注意すること。 (ウ) 悪臭を放つ薬品、または、建物に悪影響を与える薬品・用具類を使用し ない。また、ごみ粉等の飛散する雑巾を使用してはならない。

(6) 照明器具清掃

作業箇所	作業要領
照明器具	(ア) 無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤を使用して、反射板、ルーバ ー及び取り外したランプを拭き上げる。 (イ) 作業着手前に電気室の係員と打ち合わせを行い、感電事故等の起きない ようにする。 (ウ) 作業実施にあたっては、ほこり、清掃用水等が飛散しないよう注意する。

(7)給水に関する水槽清掃

作業箇所	作業要領
受水槽・高架水槽	<p>(7) 次の項目を記載した水槽等清掃作業員及び使用機材一覧表を1週間前までに様式6により甲の指定したものに提出すること。</p> <p><b>【記載事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業責任者または監督者資格氏名</li> <li>・作業員名</li> <li>・前回の健康診断月日及び結果</li> <li>・使用機材名称</li> <li>・使用消毒薬品名・量・使用濃度</li> </ul> <p>(イ) 作業員の作業衣は消毒したものを作業直前に着用し、使用機材は消毒済みのものを使用すること。</p> <p>(ロ) 水槽に出入りする際は、出入口に消毒薬を置き、不用意に槽外の異物等を持ち込まぬように洗浄と消毒を行うこと。</p> <p>(ハ) 排水は完全に実施し、排水後槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うこと。</p> <p>(ニ) 50～100ppmの次亜塩素酸水溶液で15分間隔で3回噴霧し、最後に30分間放置する。消毒後は十分に水洗いし、水槽満水後、残留塩素の測定を行うこと。(0.2ppm以上)</p> <p>(ホ) 漏水の有無、液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能点検を行うこと。</p> <p>(ヘ) 清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備・消毒結果報告書を様式7・8により甲の指定する者に提出すること。</p> <p><b>【記載事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業責任者または監督者氏名</li> <li>・使用消毒薬品名・量・使用濃度</li> <li>・槽内及び給水栓末端の残留塩素濃度</li> </ul> <p>(ク) 水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。</p>

(8)排水に関する水槽清掃

作業箇所	作業要領
雑排水槽・汚水槽	<p>(ア) 槽内全体を清掃し、槽内沈積物質・浮遊物質・壁面等の付着物質を除去しバキュームカー等で搬出すること。また、その際の悪臭防止、除去物質等の飛散防止に努めること。</p> <p>(イ) 槽内除去物質搬出の際には消毒を完全に行い、搬出経路及び槽出入口周辺の消毒も行うこと。除去物質は法令に従って処理すること。</p> <p>(エ) 漏水の有無、液面制御装置及び汚水ポンプ、排水ポンプ等の機能点検を行うこと。</p> <p>(オ) 清掃作業実施後、次の項目を記載した点検、整備消毒結果報告書を様式8により甲の指定する者に提出すること。</p>

	<p><b>【記載事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業責任者または監督者氏名</li> <li>・槽内外の点検結果及び改善事項</li> <li>・汚水ポンプ・排水ポンプ等の点検結果</li> </ul> <p>(d)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。</p>
--	--

(9)空調に関する水槽清掃

作業箇所	作業要領
蓄熱槽・空調水槽	<p>(ア)槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うこと。</p> <p>(イ)漏水の有無、ポンプ等の機能点検を行うこと。</p> <p>(ウ)清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備等作業結果報告書を様式8により甲の指定するものに提出すること。</p> <p><b>【記載事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業責任者または監督者氏名</li> <li>・槽内外の点検結果及び改善報告</li> <li>・汚水ポンプ、排水ポンプ等の点検結果</li> </ul> <p>(エ)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。</p>

(10)消火用水に関する水槽清掃

作業箇所	作業要領
消火水槽	<p>(ア)槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うこと。</p> <p>(イ)漏水の有無、ポンプ等の機能点検を行うこと。</p> <p>(ウ)清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備等作業結果報告書を様式8により甲の指定する者に提出すること。</p> <p>(エ)防火対策に努めて短期間に行うこと。</p> <p><b>【記載事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業責任者または監督者氏名</li> <li>・槽内外の点検結果及び改善事項</li> <li>・汚水ポンプ・排水ポンプ等の点検結果</li> </ul> <p>(エ)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。</p>

(11)噴水に関する清掃

作業箇所	作業要領
噴水流下面、噴水槽	(ア)噴水槽は循環に支障の無いよう、浮遊物質、付着物質を除去し、給排水

	<p>管等を簡単に点検すること。</p> <p>(イ) 流下面の沈積物、付着物質を除去し、流水の落下に支障が無いように、壁・床面の清掃を行うこと。</p> <p>(ウ) 水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。</p>
--	--

(12) 外構清掃

作業箇所	作業要領
前庭及び庁舎外構部	<p>(ア) ごみ・落ち葉等を除去し、設置物の整理をすること。</p> <p>(イ) 植栽等に水をやること。</p>

(13) 雨水貯留槽及び雨水槽清掃

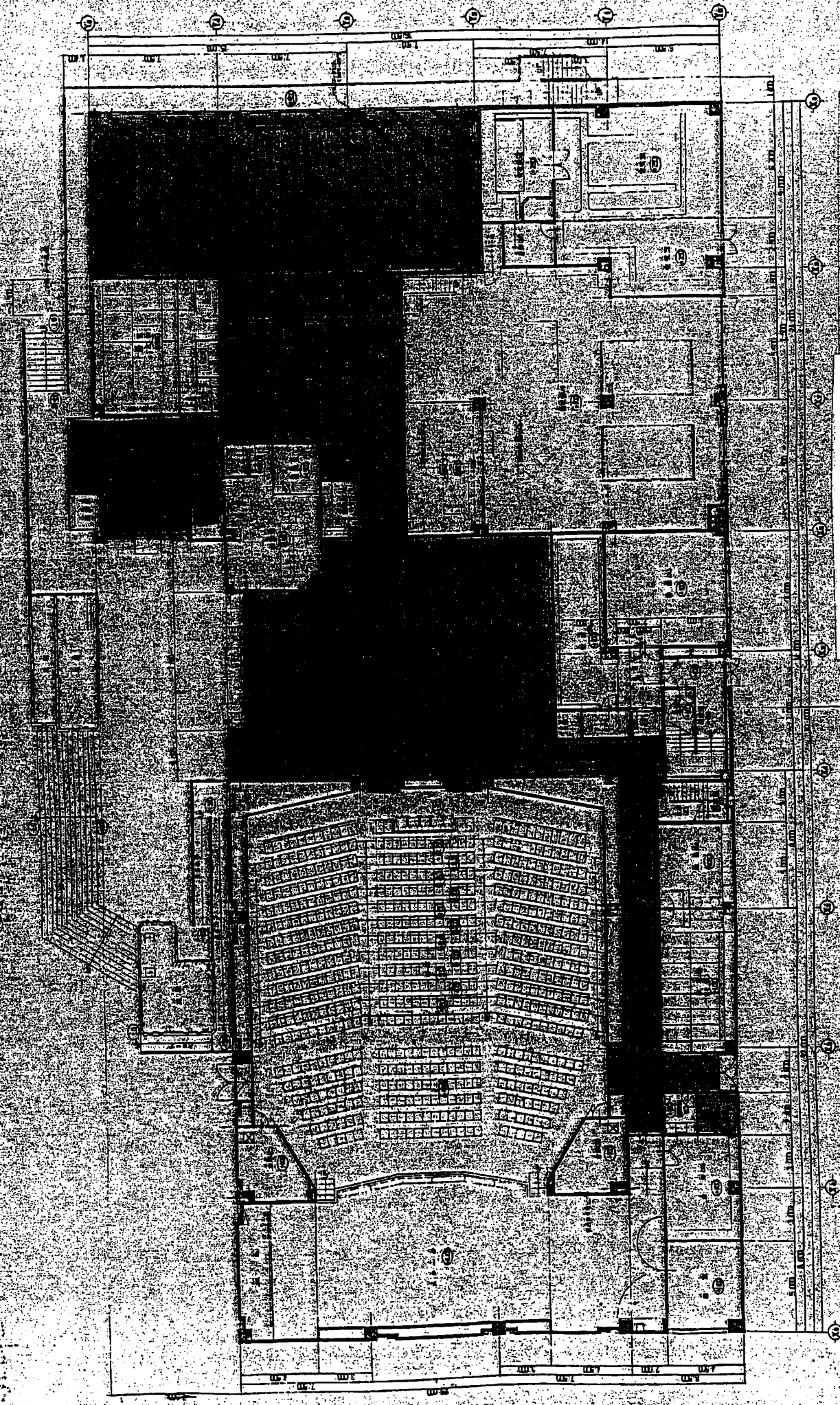
作業箇所	作業要領
雨水貯留槽・沈砂槽・移送ポンプ槽及び雨水槽	<p>(ア) 清掃作業実施前に、次の項目を記載した雨水貯留槽清掃作業報告書（事前報告書）を様式9により甲の指定する者に提出すること。</p> <p><b>【記載事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業年月日、社名及び作業責任者または監督者氏名</li> <li>・使用機器材</li> </ul> <p>(イ) 槽内、側面・床面・槽内機器（ポンプ・配管・電極）の高圧洗浄機による洗浄をすること。</p> <p>(ウ) バキューム車にて、槽内の砂泥等を抽出（特に沈砂槽）すること。</p> <p>(エ) 槽内砂泥の産業廃棄物を処分すること。</p> <p>(オ) 槽内洗浄時、酸欠防止・漏電防止対策等、安全管理を行うこと。</p> <p>(カ) 清掃作業実施後、次の項目を記載した雨水貯留槽清掃作業報告書（事後報告書）を様式10により甲の指定する者に提出すること。</p> <p><b>【記載事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社名及び作業責任者または監督者氏名</li> <li>・内部状況及び内装設備状況</li> </ul> <p>(キ) 雨水貯留槽清掃に関しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。</p>



別表 A

項 目	実 施 日	作業時間	備 考
日常清掃	図書館部分は毎日とする。 公会堂部分は甲乙協議する。	甲乙協議する。	第3月曜日(祝日に当たる時はその翌日)及び甲の指定する日を除く。
定期清掃(A)	年12回(1か月に1回)とする。	同上	甲乙協議する。
ジェットン清掃(A)	年2回(6か月に1回)とする。	同上	同上
窓ガラス清掃	年4回(3か月に1回)とする。 窓枠サッシは年1回とする。	同上	同上
照明器具清掃	年1回とする。	同上	同上
給水に関する水槽清掃	年1回とする。	同上	同上
外溝清掃	年12回(1か月に1回)とする。	同上	同上

- (注) 1 上記表は一つの基準であるから、実施する月によって多少変更してもよい。  
 2 甲乙協議の上、上記表の作業日時を変更することができる。  
 3 日常清掃において甲の指定する日とは、12月29日～1月3日までとする。



【1階 - 日常清掃】

公会堂部分

図書館部分



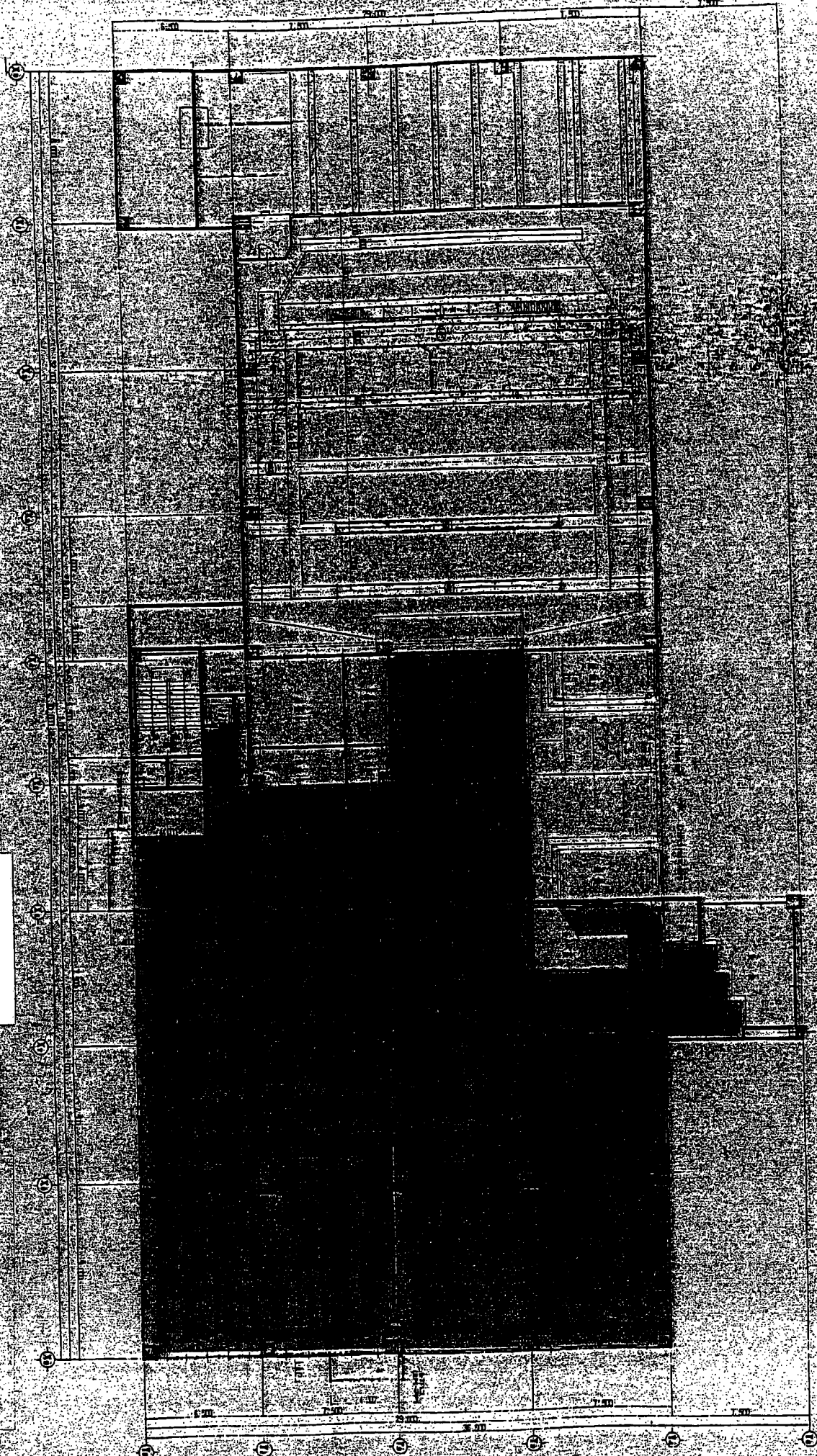


圖書館部分

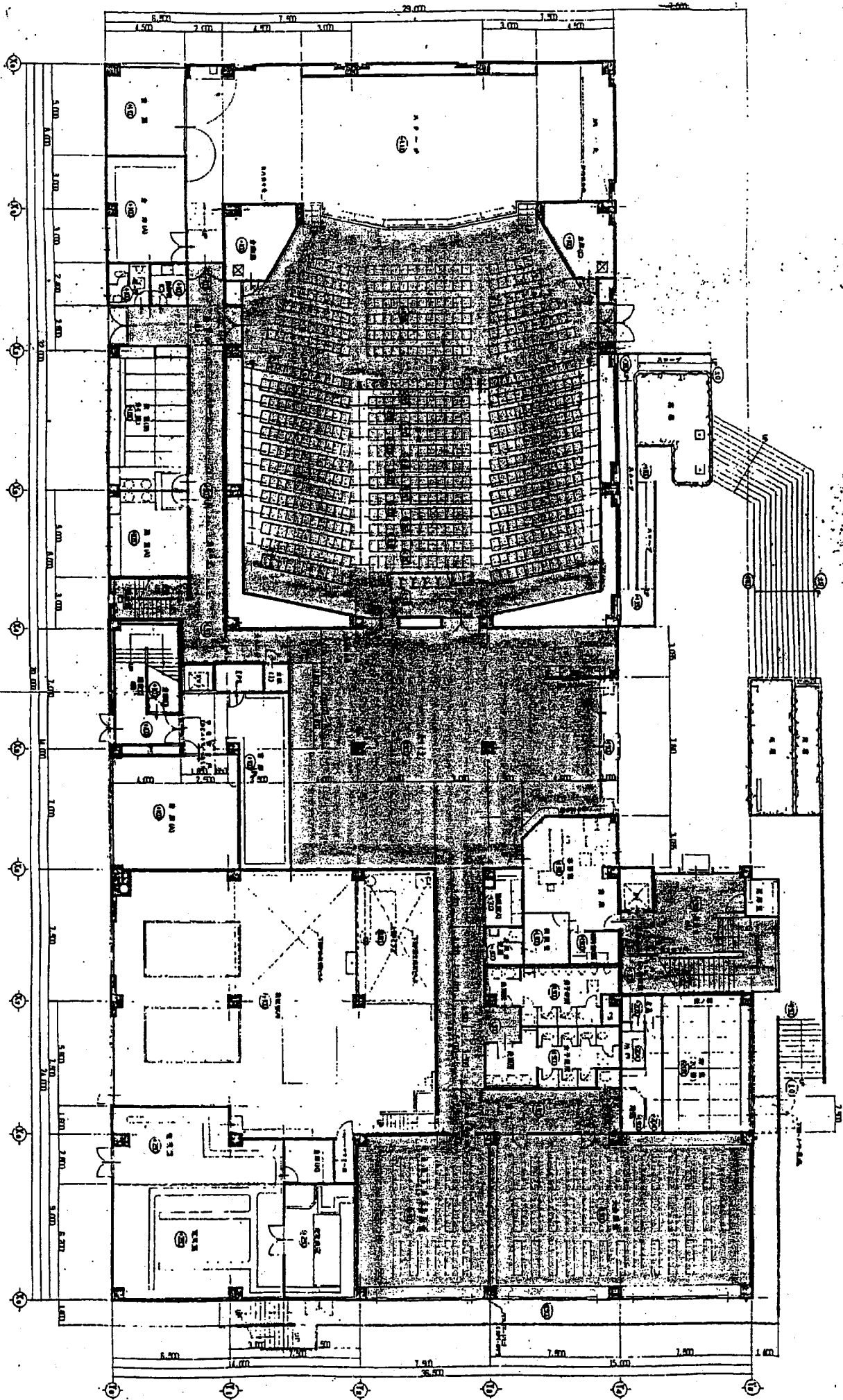
【2階】日常清掃

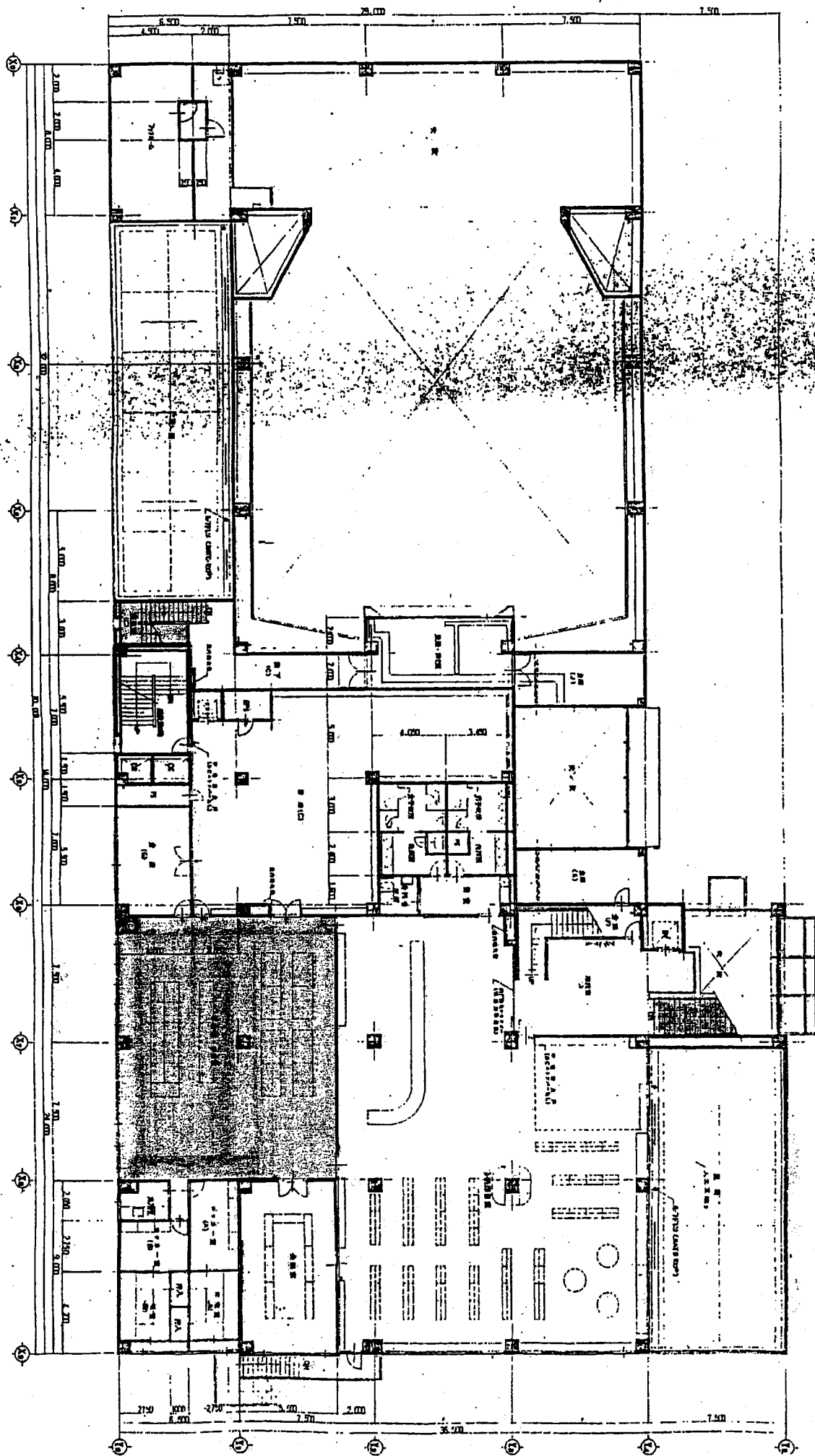
図書館部分

【3階（日常清掃）】

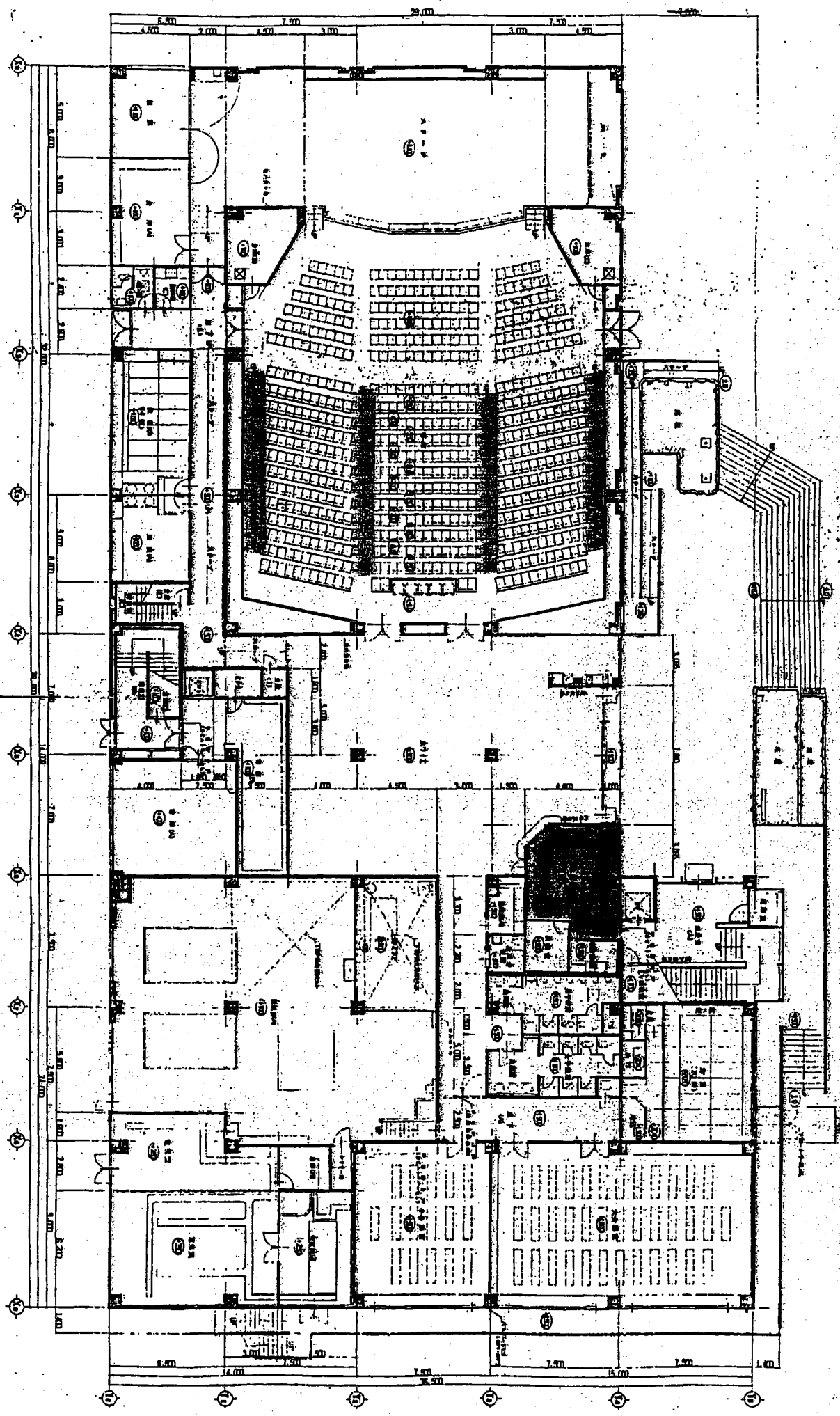


【1階 - 定期清掃】

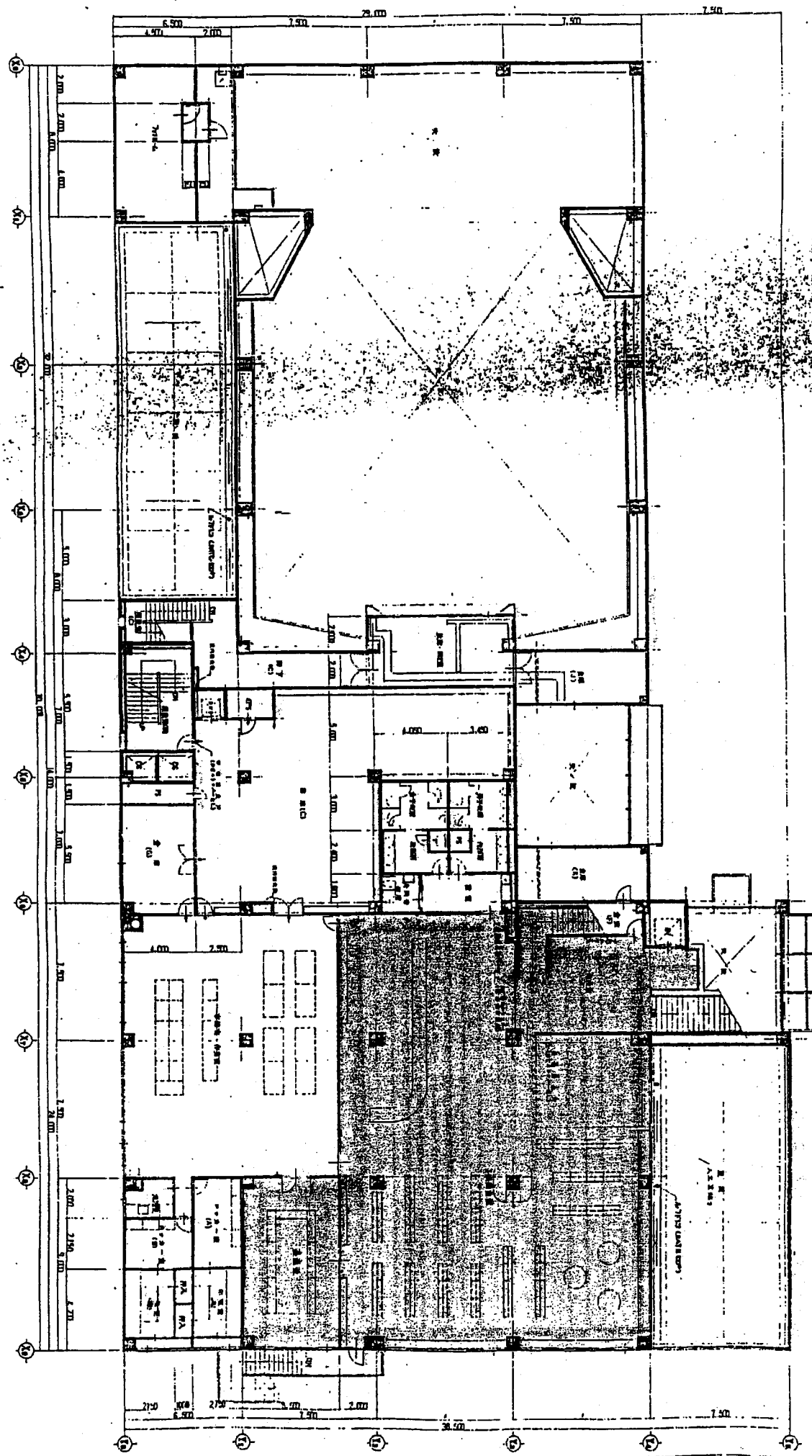




【2階 定期清掃】

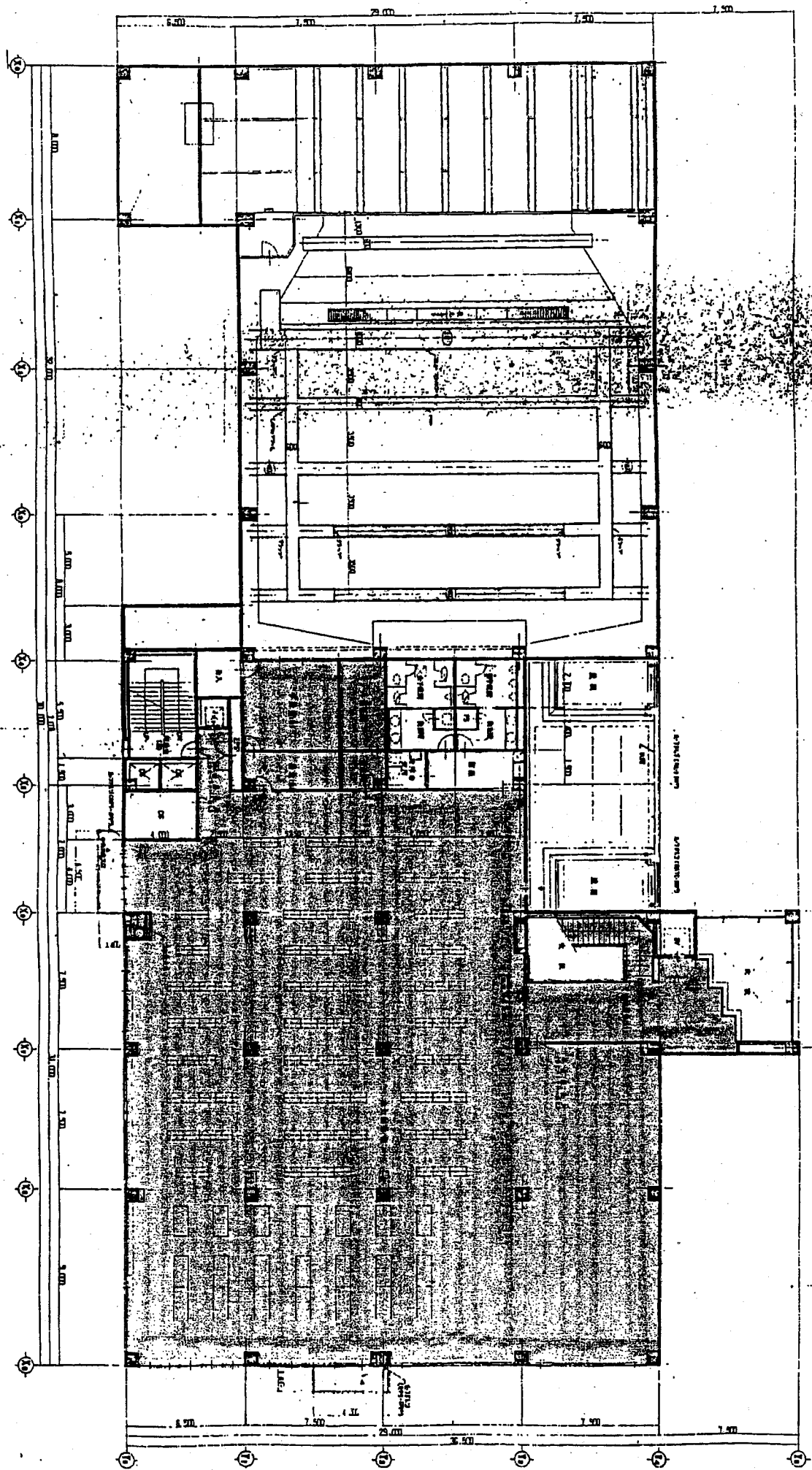


【1階—ジエタノ清掃】

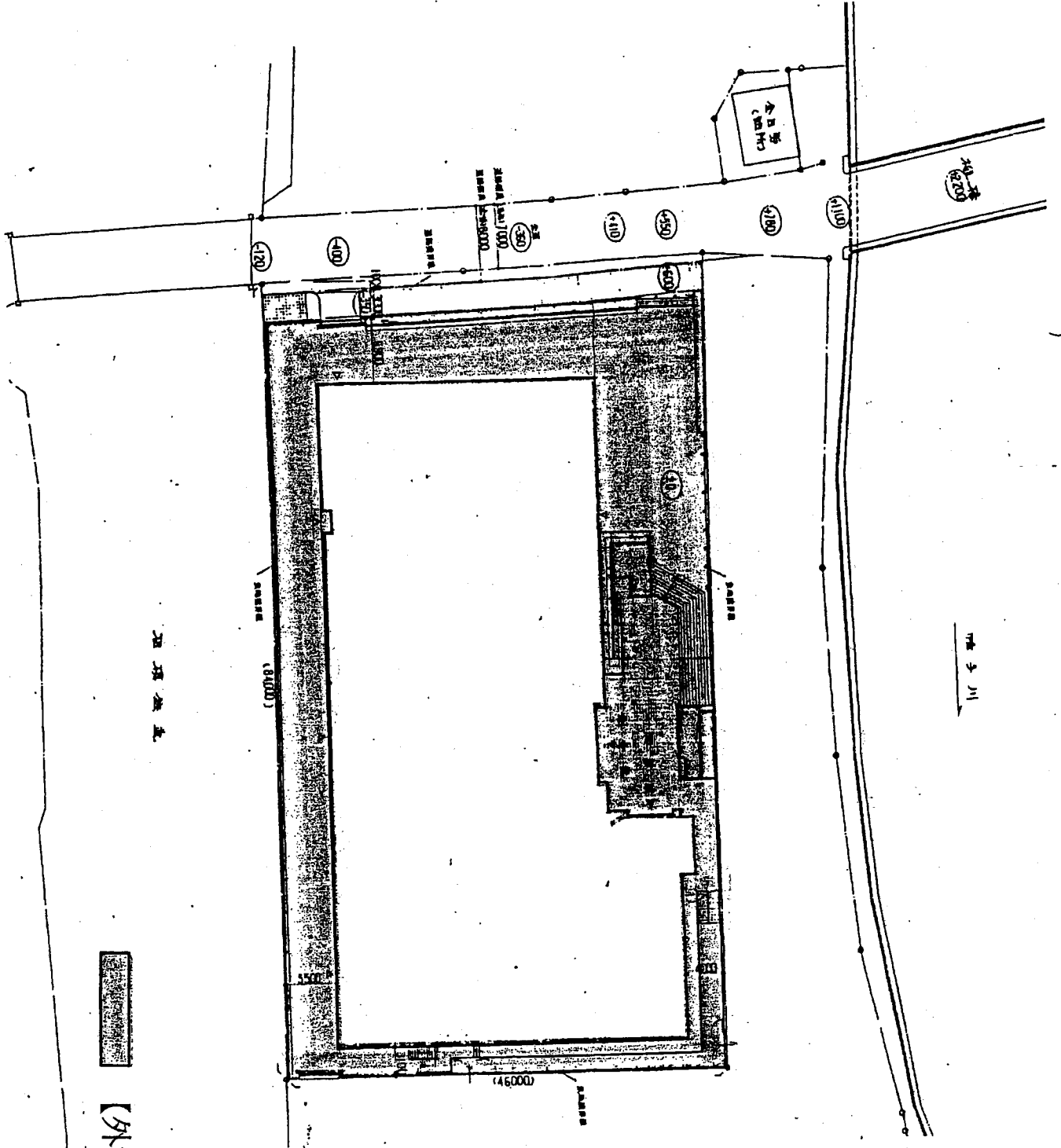


【2階 - ジェット清掃】





【3階 - ズータン清掃】



埋 込 地 盤



【外溝清掃】